

別表 2 設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア（区域の名称等）	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難であるとともに、周辺の地下水等生活環境に支障を生じるおそれがある。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境大臣が指定する生息地等保護区 ※現在は該当地区なし	国内希少野生動植物種の産卵地、繁殖地、餌場等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	希少野生動植物保護区 ※現在は該当地区なし	県内希少野生動植物種の生息地等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
都市緑地法	特別緑地保全地区内	歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図る区域であり、都市の良好な自然的環境となる緑地を現状保全するため、立木の伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
自然公園法	国立公園の特別地域	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置は自然環境や景観へ与える影響が大きい。
埼玉県立自然公園条例	県立自然公園の特別地域	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置は自然環境や景観へ与える影響が大きい。
埼玉県自然環境保全条例	県自然環境保全地域の特別地区 県自然環境保全地域の野生動植物保護地区	県内の貴重な植物、動物等が生息・生育する良好な自然状態を保持している地域であり、風致景観に大きな影響を及ぼす行為を規制している。
農地法	農用地区域内の農地 甲種農地 第1種農地	優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されている。
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	河川管理施設を損傷させるおそれ等がある。
砂防法、埼玉県砂防指定地管理条例	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地（30度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
都市計画法	風致地区	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されている。
景観法	各景観行政団体の景観形成重点地区	市町村景観計画の景観計画区域のうち、重点的・計画的に景観の保全、誘導を図る必要がある区域であり、きめ細かく景観形成を図るため、より厳しい制限を設けている。
文化財保護法	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡	復元が不可能な県民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	土砂搬入禁止区域	何人も土砂をたい積してはならない区域であり、土砂のたい積が継続することにより、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがある。
土壌汚染対策法	要措置区域	土壌汚染により健康被害が生じ、又は生ずる恐れがある土地であり、速やかに汚染の除去等の措置を講じ、土壌汚染による人の健康被害を防止する必要があることから、一部の例外を除き、土地の形質変更が厳しく制限されている。
〇〇市〇〇条例	〇〇地区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇神社の敷地境界から〇〇m以内		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇